徳島県告示第六百四十号

十二号)第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法 施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二

令和七年十二月二十六日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県六合同庁舎で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 八五七、 九〇〇キロワッ トアワ

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3

契約期間

令和八年二月二十七日から令和九年三月三十一日まで

4 調達期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

5 需要場所

施設名	所在地
徳島合同庁舎	徳島市新蔵町一丁目六七
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島七三六 一
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷四六
同美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
同三好庁舎	三好市池田町マチニ四一五番地
	•

一 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、 から9までに掲げる事項の全てに該当する

者であることとする。

- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 る資格 (以下「 五十六年徳島県告示第二十六号) 第四条第一項の規定による審査により入札に参加す 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱 入札審査要綱参加資格」という。)を有すると認められた者であるこ (昭和
- 3 ない者であること。 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けてい
- 若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。 号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。 六号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七)に該当すると認められる者又は暴力団 以下同じ。) 若しくは暴力団員 (同条第
- 5 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、 民事

あること。 再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成十六年法律第七十五号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者で

- 業の登録を受けている者であること。 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事
- 排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、 書に掲げる条件を満たす者であること。 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素 入札説明
- 8 調達期間の初日から供給をすることが可能である者であること。
- 9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること
- Ξ 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項
- 提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない 知事が定める一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(以下「審査申請書 という。 入札審査要綱参加資格を有していない者で、)に必要書類を添付して、2の(に掲げる受領期限までに2の(に掲げる この入札への参加を希望するも

この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。 なお、受領期限までに申請を行った場合でも、 審査申請書等に不備があるときは

- 審査申請書等の受領期限及び提出場所
- 一受領期限

令和八年一月二十六日 (月曜日) 午後五時

(三 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当(電話 〇八八 六二 二〇六七)

四 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所並びに入札説明書、 仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇八八 六二 二〇六四

入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

2

(-)交付期間 令和七年十二月二十六日 (金曜日) 午前九時から令和八年二月二十日 (金曜日)

午後五時まで

三 交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- により、 を受けるため、 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認 、に掲げる提出期間内に2の、こに掲げる提出場所へ提出すること。 次に掲げる書類(以下「確認資料」という。)を、県の指定する様式
- 一入札参加資格確認票

- 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- $(\Xi)(\Xi)$ 明する書類の写し 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証
- (五)(四) 適正な電力供給のための体制が分かるもの (供給約款等)
- 電力供給実績調書
- 確認資料の提出期間、 提出場所、 提出方法及び提出部数
- 提出期間

各号に掲げる日をいう。 県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第一項(令和七年十二月二十六日(金曜日)から令和八年一月二十六日(月曜日)まで(一時までを除く。 \cup)を除く。 の午前十時から午後五時まで (正午から午後

提出場所

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ

 (Ξ) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便(

簡易書留郵便を含む。 以下同じ。) کار 提出期間内に必着のこと。

(四) 提出部数

一部とする。

六

入札手続等

- へ札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- 日時

令和八年二月二十五日 (水曜日)午後一時三十分

場 所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

 (Ξ) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便とし、 2の一に掲げる提出期間

内に必着のこと。

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

(-)提出期間

令和八年二月三日 (火曜日) から同月二十日 (金曜日) 午後五時まで

 (\Box) 宛先

七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

3 人札方法

調達期間の電気料金の総価を記載すること。

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 に相当する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、 落札者の決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十 入札参加者は、消費税及び地方消費 見積もった契約希望金額

4 入札保証金及び契約保証金

5 入札の失格

人札書記載金額と入札内訳書記載の合計額 (税抜) が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、 無効とする。

- 請を行った者のした入札 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の 申
- 札書であることが確認できなかった入札 | 封書の表面に「徳島県六合同庁舎で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入| 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって

 $(四)(\Xi)$ 記名のない入札

もって価格を表示しない入札 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、 又は一定の金額を

(九)(八)(七)(六)(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

明らかに連合によるものと認められる入札

その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 札者とする。 作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)第十八条の規定により 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、 直ちに当

本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、 なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって 落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 の

- 詳細は、入札説明書による。
- する。 条の三の規定に基づく長期継続契約である。 契約締結日の属する年度の翌年度以降 県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。 においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、 県は、 本件特定調達契約は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十四 当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものと この場合において
- (Ξ) 問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇八八 六二 二〇六四

ファクシミリ

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

Summary

Nature and Quantity of the Products to be Purchased

Electricity used in Tokushima Prefectural

the 6 Common Buildings of the Tokushima Prefectural Government Office

the Estimated Electricity: 1,857,900kWh

2 Period for the Submission of Tender

Hand delivered submission: 1:30 p.m. on February 25, 2026

Submission by mail: between February 3, 2026 and 5:00 p.m. on February

2026

ω Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2064

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,

Tokushima Prefectural Government Office

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2064